

社会福祉法人 **福島町社会福祉協議会** **指定訪問介護事業所運営規程**

平成12年2月25日制定

**(事業の目的)**

第1条 社会福祉法人福島町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人福島町社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

**(運営の方針)**

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

**(事業所の名称等)**

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人福島町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 松前郡福島町字三岳32-3（福島町福祉センター内）

**(職員の職種、員数及び職務内容)**

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) サービス提供責任者 2名  
介護福祉士 2名（常勤者）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。
- (3) 訪問介護員等 7名（内、2名はサービス提供責任者と兼務）  
介護福祉士 2名（常勤者2名、内1名は訪問入浴介助員兼務）  
2級課程修了者、5名（常勤者3名内、1名は訪問入浴介助員兼務、非常勤者2名内、1名は、訪問入浴介助員兼務）  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

**(営業日及び営業時間)**

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から日曜日までとする。  
但し、12月31日から1月5日までを除く。
- (2) 営業時間は午前8時45分から午後5時15分とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

**(訪問介護の内容及び利用料等)**

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(3) 相談・助言

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域から、1キロメートル越えるごとに50円を乗じた額とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

**(緊急時等における対応方法)**

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

**(通常の事業の実施地域)**

第8条 通常の事業の実施地域は、福島町の区域とする。

**(その他運営についての留意事項)**

第9条 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2日

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。